

議会第 1 号

非核三原則の堅持を求める意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 平 間 正 治

非核三原則の堅持を求める意見書

我が国は、戦争で唯一の被爆国であり、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を国是として堅持している。国会でもこれを何度も確認し、国際的にも核兵器不拡散条約（NPT）に基づき核兵器の製造や保有を禁止している。

しかし近年の国際情勢では、核兵器の脅威が増す中、我が国の国会議員の中にも核保有を認める非核三原則の見直しや核共有論の動きが現れている。これらの動きは、核兵器廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反することはもとより、平和都市推進の宣言をしている本市の理念とは相いれないものであり断じて容認できない。

我が国は、唯一の被爆国として、核の使用や威嚇、核共有、核保有に断固反対する使命があり、ほとんどの国民が非核三原則を支持していること。これを破棄することは、NPT 脱退を意味し、国際的信用は喪失することとなり、世界から経済的・外交的な孤立が避けられないことは明白である。

北東アジアの軍拡競争を招き、我々の平和と安定が損なわれるとともに、核保有のコストは莫大なものとなり、国民生活に多大な損害を及ぼす懸念が増大する。よって本議会は政府に対し、以下を強く要請する。

- 1，非核三原則を堅持し、核兵器の廃絶に向けた主導的な役割を果たすこと。
- 2，核兵器の人道的危険性を国内外へ広く伝え、核軍縮への努力を続けること。
- 3，地球規模の平和と安全のため、核兵器禁止条約など国際的枠組みへの積極的な参加を促進すること。

地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

塩 尻 市 議 会